

総合評価落札方式に係る特記仕様書

(趣旨)

- 1 この特記仕様書は、清掃業務（清掃及び設備管理業務）仕様書に定めるもののほか、入札の際に総合評価落札方式を行った契約（以下「総合評価」という。）について、価格以外の評価のために提出された価格以外の評価点申請書、関係書類及び関係資料（以下「評価点申請書等」という。）の履行に関し、必要な事項を定めるものである。

(適用業務)

- 2 この特記仕様書の適用業務は、次のとおり。
長野県庁舎清掃業務、合同庁舎清掃及び設備管理業務

(対象評価点申請書)

- 3 この特記仕様書の対象評価点申請書は次のとおり。
総合評価落札方式一般競争入札落札者決定基準の6 価格以外の評価の「(1) 技術評価」及び「(2) 企業評価」に係る下記の評価項目。
(1) 研修体制
(2) 資格者配置
(3) 自主検査体制
(4) 障がい者の雇用の促進
(5) 労働環境

受託者は、この評価点申請書に基づき、業務を遂行しなければならない。

なお、ここに掲げた業務を履行したときは、委託者に報告すること。(様式任意)

(不履行に対する措置)

- 4 受託者の責めにより評価点申請書の内容が履行できなくなった場合は、価格以外の評価点を再計算し、総合評価点が変わらないように減額変更の措置を講じる。
(試算は別添参照)

(弁明の機会)

- 5 受託者は4の措置について、委託者の通知を受けてから7日以内（閉庁日を含まず）に不服を申し立てることが出来る。

(別添)

減額変更の例

事例: 従事者を途中で変更し、有資格者を配置できなくなった

例1 入札額が低入札調査基準価格*を上回っていた場合

注: *は以降「基準価格」と記載。

評価時点での点数

総合評価 94.33 点

① 価格点 87.33 点 (価格点の上限 90 点)

契約額 30,300,000 円 (基準価格 29,400,000 円)

② 価格以外の評価点 7.00 点 うち資格者の配置 (1.00 点)

「資格者を配置できなかった」場合 (- 1.0 点) の減額変更計算

① 価格以外の評価点を調整する $7.00 - 1.00 = 6.00$

② 総合評価 94.33 になるように、価格点を調整する

$87.33 + 1.00 = 88.33$

③ 調整数字に相当する応札額を計算

価格配点 (90.00 点) × 基準価格 (29,400,000 円) / 修正価格点 (88.33 点)

$= 29,955,847$ 円 (円未満切り捨て) = 変更契約額

変更減額

$30,300,000 - 29,955,847 = \underline{344,153}$ 円

例2 入札額が低入札調査基準価格を下回っていた場合

評価時点での点数

総合評価 97.00 点

①価格点 84.49 点（価格点の上限 90 点）

契約額 27,600,000 円（基準価格 29,400,000 円）

②価格以外の評価点 7.00 点 うち資格者の配置（1.00 点）

「資格者を配置できなかった」場合（-1.0 点）の減額変更計算

①価格以外の評価点を調整する $7.00 - 1.00 = 6.00$

②総合評価 97.00 になるように、価格点を調整する

$$84.49 + 1.00 = 85.49$$

③調整数字に相当する応札額を計算

価格配点（84.49 点）×基準価格（27,600,000 円）／修正価格点（85.49 点）

=27,277,155 円（円未満切り捨て）=変更契約額

変更減額

$$27,600,000 - 27,277,155 = \underline{322,845 \text{ 円}}$$